



令和7年8月27日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
高齢福祉課	長寿社会推進係	山本	内線 3464 直通 058-272-8289 FAX 058-278-2639

介護サービス事業所等が連携して取り組む 職場環境改善を支援する補助金を新設！募集を開始します

県では、人材不足が喫緊の課題である介護サービス事業所等について、合同での人材募集や研修の実施など、経営の協働化・大規模化を通じた職場環境改善に資する取組みを支援する「岐阜県協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金」を新たに創設し、その経費を補助します。

記

1 募集期間

令和7年8月27日（水）～11月14日（金）

※先着順。予算上限に達し次第受付を終了します。

2 補助事業者

次に掲げる要件を全て満たす者

- ① 岐阜県内に事業所を有する、介護サービス事業所等を運営する複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）であること。
- ② 小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人をいう。以下同じ。）を1以上含む事業者グループであること。
- ③ 小規模法人を除いた事業者グループを構成する全ての法人の本社が、岐阜県内に所在していること。

3 補助対象経費

経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する事業に係る以下の経費

- ① 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
- ② 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ③ 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組みに必要な経費
- ④ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ⑤ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ⑥ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ⑦ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ⑧ 協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）
- ⑨ 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外）
- ⑩ 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費

4 補助率

4／5

5 補助基準（上限）額・補助率

事業者グループを構成する法人数1につき120万円。訪問介護事業所を経営する法人の場合は30万円を加算する。

※構成する法人数に制限はないが、1事業者グループあたり最大1,200万円を上限とする。

6 申請方法

- ・補助金申請書に必要書類を添付し、募集期間内に下記申請先へ
L o G o フォーム (<https://logoform.jp/f/NHvGm>) または郵送により提出してください。
- ・各種様式等の詳細は、下記申請先に記載のホームページからご覧ください。

7 申請先

健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8289

補助金HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/447180.html>

8 交付決定

申請に対して随時交付決定をします。